

公共的団体等の取扱いについて(協定項目C - 9)

協議のポイント

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるよう、その方向性について協議し、確認を行う。

対象となる団体は多種多様であるため、次の基本方針に基づき集約した。

団体の設置・運営について市や町の意味が関与(補助金、人的支援)しているもの

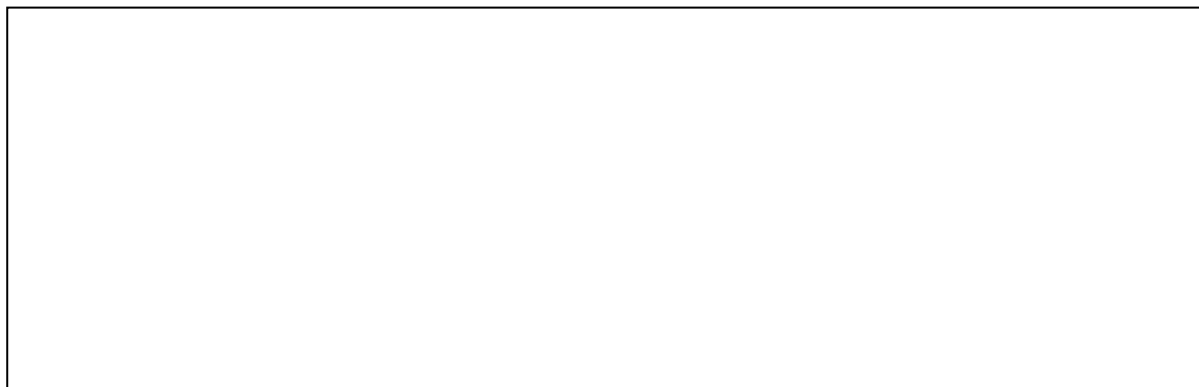
市や町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの

市や町が行う事業について大きく関与しているもの

なお、会員の交流、研修など内部的な活動のみを行うものや私的活動(趣味等)を行うものは、市や町の関与(補助等)があっても、その活動が直接「公共的活動」にあたるか疑義があるので対象外とした。

また、風連町と名寄市以外の区域も範囲としている団体についても基本的に対象外とした。

公共的団体の取扱いについて次のとおり提案する。(幹事会提案別紙)



平成16年9月28日提出
風連町・名寄市合併協議会
基本項目等検討小委員会

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	C - 9 公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
<p>【総務関係】</p> <p>上川北部危険物安全協会風連支部</p> <p>風連町交通安全協会</p> <p>都市交流推進委員会</p> <p>風連町防犯協会</p> <p>風連町農民連盟</p> <p>農業所得調査会</p> <p>納税貯蓄組合連合会</p>	<p>日本バイラー協会名寄地区支部</p> <p>名寄地区安全運転管理者協議会</p> <p>名寄地方安全運転管理者事業主会</p> <p>名寄市町内会連合会</p> <p>名寄市防火管理者協会</p> <p>上川北部危険物安全協会名寄支部</p> <p>旭川地方自動車整備振興会名寄地方部</p> <p>名寄市土地開発公社</p> <p>(社)名寄交通安全協会</p> <p>名寄市自衛隊後援会</p> <p>名寄地方自衛隊協力会</p> <p>名寄駐屯地増強促進期成会</p> <p>名寄・リンゼイ姉妹都市友好委員会</p> <p>名寄・ドーリンスク友好委員会</p> <p>名寄市国際交流推進連絡協議会</p> <p>名寄市統計協議会</p> <p>名寄・藤島交流友の会</p> <p>名寄市防犯協会</p> <p>名寄地区暴力追放運動推進協議会</p> <p>名寄人権擁護委員協議会</p> <p>智恵文農民連盟</p> <p>名寄市農民連盟</p> <p>名寄市納税貯蓄組合連合会</p>	

協議事項	C - 9 公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
<p>【民生・福祉関係】</p> <p>風連町社会福祉協議会</p> <p>日本赤十字社風連町分区</p> <p>風連町消費者協会</p> <p>風連町高齢者事業団</p> <p>風連爽風会(在宅看護支援センター)</p> <p>風連町民生委員推薦会</p> <p>風連町民生委員児童委員協議会</p> <p>風連町老人クラブ連合会</p> <p>【衛生関係】</p> <p>風連町食生活改善推進協議会</p>	<p>名寄市社会福祉協議会</p> <p>保護司会名寄支部</p> <p>日本赤十字社名寄市地区</p> <p>名寄市遺族会</p> <p>名寄市結婚相談センター</p> <p>名寄消費者協会</p> <p>名寄市交通安全運動推進委員会</p> <p>名寄市交通安全指導員会</p> <p>名寄市高齢者事業センター</p> <p>身体障害者福祉協会名寄支部</p> <p>上川北部聴覚障害者協会名寄支部</p> <p>名寄市視聴覚障害者福祉協会</p> <p>名寄断酒会</p> <p>名寄市点訳赤十字奉仕団</p> <p>名寄市民生委員推薦会</p> <p>名寄市民生委員児童委員連絡協議会</p> <p>名寄市老人クラブ連合会</p> <p>名寄市母子会</p> <p>名寄地区療育推進連絡協議会</p> <p>名寄開業医師会</p> <p>名寄地方食品衛生協会名寄支部</p> <p>名寄市食生活改善推進協議会</p>	

協議事項	C - 9 公共的団体等の取扱い	関係項目
調整の内容		

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
風連町保健推進委員協議会 リサイクル石けん研究会 【労働関係】 風連季節労働者の会 風連地域労働組合協議会 【農林業関係】 J A 風連農業協同組合 風連町農業者年金協議会 農用地利用改善事業連絡協議会 農用地利用改善事業実施組合 農業振興対策協議会 結婚相談所 農業振興センター運営協議会 良質米生産組合 そ菜園芸振興会 ピカイチふるさとを創る会 母子里地区公共牧場運営委員会	名寄市保健推進員協議会 名寄市環境衛生推進員協議会 名寄市勤労者共済会 名寄市技能振興推進協議会 名寄市勤労者福祉推進員連絡協議会 名寄自衛隊退職者雇用協議会 名寄市勤労者企業組合 J A 名寄農業協同組合 J A 智恵文農業協同組合 名寄市農業者年金協議会 名寄地区営農推進協議会 名寄市土地改良事業推進協議会 名寄市米麦改良協会 名寄市農業後継者対策協議会 名寄市畜産振興協議会	

協議事項	C - 9 公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
家畜伝染病自衛防疫組合 酪農ヘルパー利用組合 森林愛護組合 風連町森林組合 【商工関係観光関係】 風連町商工会 NPO法人風連まちづくり観光 ふるさとまつり実行委員会 【建築・土木関係】 風連町市街地区街路灯管理組合 風連町市街地区利雪・克雪対策協議会 【教育関係】 風連町校長会 風連町教頭会 生徒指導推進協議会	名寄市森林組合 名寄地区林業経営協議会 名寄商工会議所 NPO法人なよろ観光まちづくり協会 名寄市物産振興協会 名寄市スキーパトロール赤十字奉仕団 名寄市校長会 名寄市教頭会 名寄市特殊学級設置校連絡協議会 名寄市PTA連合会	

協議事項	C - 9 公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整の内容			

現 況		調整の具体的内容
風 連 町	名 寄 市	
風連町文化協会 風連町父母と先生の会連合会 風連子ども会育成連絡協議会 風連町青年会 地域婦人会 瑞生大学自治会 獅子舞保存会 御料太鼓保存会 風連町体育協会 風連町スポーツ少年団 風連スポーツクラブ「ポポ」 日進スケートリンク運営会 風連町学校給食会 【消防関係】	名寄市文化協会 名寄市市民文化公演実行委員会 名寄市社会教育推進協議会 名寄市女性団体連絡協議会 名寄市父母と先生の会連合会 名寄市ピヤシリ子ども会育成協議会 名寄市ピヤシリ子ども会連合会 名寄市児童生徒補導協議会 北国文化会議 (財)名寄市体育協会 名寄市スポーツ少年団 水上安全赤十字奉仕団 名寄市学校給食会 名寄市防火管理者協会	

公共的団体等の取扱いに関する考え方

地方自治法

(公共的団体の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において、必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通公共団体の区域内の公共団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実施について事務を視察することができる。

公共的団体等の定義(行政実例 昭和24.1.23)

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否とを問わない。

市町村の合併の特例に関する法律(国、都道府県の協力等)

第16条 (略)

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように務めなければならない。

先進事例

篠山市

公共的団体については新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体について

ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。

ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

西東京市

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。

2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

2市独自の団体は、現行のとおりとする。

さいたま市

共通の目的を持ち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

その他の公共的団体については、現行のとおりとする（新市において再び加入する）。

あさぎり町

公共的団体については、新町との速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

各町村共通の団体について

(1) 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各町村独自の団体について


原則として現行のとおりとする。

負担金・補助金等の取扱いについて(協定項目C - 12)

協議のポイント

負担金・補助金等については、各市町において従来からの経緯、実情等から様々な制度があり、他の協定項目の中で具体的な調整を行っているものを除き、新市における全体としての取扱いについて調整する必要がある。

負担金・補助金等の取扱いについて、次のとおり提案する。(幹事会提案別紙)



平成16年9月28日提出
風連町・名寄市合併協議会
基本項目等検討小委員会

先進事例

篠山市

- 各町の補助金、交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮し、新町において検討するものとする。
- (1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
 - (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、町域全体の均衡を保つように調整するものとする。
 - (3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

西東京市

- 2市の補助金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点を踏まえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面次のように取り扱う。
- (1) 両市で同一或いは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。
 - (2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績を踏まえ新市において調整を図る。
 - (3) 両市で同一或いは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
 - (4) 一方の市でのみ実施している補助金は事業の実績を踏まえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

さいたま市

- 補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する
- (1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
 - (2) 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
 - (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

潮来市

従来からの経緯、実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。

- (1)両町で同一又は同種の制度については、原則として潮来町の補助制度に統一するものとする。
- (2)両町独自の補助制度で、廃止により住民生活に大きな影響を及ぼすものについては、当面現行どおりとする。
- (3)整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-12.補助金・交付金等の取り扱い	関係項目	街路灯設置及び電気料
分科会・専門部会の調整方針	【建設専門部会・建設管理分科会】 合併時に調整し再編する。		

現 況		具体的な調整方法				
風 連 町	名 寄 市					
<p>1 【概要】</p> <p>市街地区街路灯管理組合を組織し、前年度電気料決算額の3/4を補助、修繕料は組合が負担。平成16年は更に、上記補助率の70%の補助とした。</p> <p>管理組合を組織していない周辺地域は、交差点照明(橋梁)の、電気料、修繕料を町で負担。</p> <p>【設置までの手順】</p> <p>道路改良・新設に合せ工事で設置。</p> <p>【設置数】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">管理組合分</td> <td style="text-align: right;">430 灯</td> </tr> <tr> <td>交差点(橋梁)分</td> <td style="text-align: right;">80 灯</td> </tr> </table> <p>【その他】</p> <p>防犯灯については、所掌事務なし。</p>	管理組合分	430 灯	交差点(橋梁)分	80 灯	<p>【概要】</p> <p>町内会が町内会区域内で防犯上必要と思われる箇所に設置。</p> <p>設置費及び電気料については、市が全額負担する。 (設置及び管理について記載する)</p> <p>【補助率】</p> <p>市が全額負担の為補助率は無し。</p> <p>【設置までの手順】</p> <p>各町内会長会から設置要請(口頭・文書)があれば現地調査のうえ施工業者に発注。</p> <p>【設置数】</p> <p>平成16年4月現在 3,159 灯</p> <p>【修理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内を5業者で行政区ごとに受け持ちを決め修繕を行う。 (高額な場合は財務規則により契約を取り交わし行う) ・修理単価は年度当初に見積合わせにより単価を決定し各業者と協定を結ぶ。 	<p>名寄市：全額負担 風連町：3/4を補助</p> <p>名寄市の方法とすれば調整はいらない。風連の補助制とすれば市民の理解調整が必要となる。</p> <p>合併時に調整を図り統一する。</p>
管理組合分	430 灯					
交差点(橋梁)分	80 灯					

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-12.補助金・交付金の取り扱い	関係項目	公共下水道排水設備改造資金利子補給事務
分科会・専門部 会の調整方針	【建設専門部会・下水道分科会】 合併後も現行どおり存続する。		

現 況		具体的な調整方法																				
風 連 町	名 寄 市																					
6	<p>【事業の目的】 下水道処理区域内において、くみ取り便所から水洗便所への改造工事（し尿浄化槽を廃止し、汚水ますに直結する工事を含む）及びこれに付随する排水設備工事を行う者に対する補助金の交付及び資金の貸し付けを行う。</p> <p>【概要】 補助金の額</p> <table border="0"> <tr> <td>供用開始から1年以内に改造工事を行った者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水設備のみ</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>水洗便所1基と排水設備</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>水洗便所2基と排水設備</td> <td>115,000円</td> </tr> <tr> <td>供用開始から2年以内に改造工事を行った者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水洗便所1基</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>水洗便所2基</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>供用開始から3年以内に改造工事を行った者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水洗便所1基</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>水洗便所2基</td> <td>40,000円</td> </tr> </table> <p>区域内において、すでにし尿浄化槽を設置している場合は、供用開始の日から1年以内に、自己資金により、し尿浄化槽を廃止し下水道に接続した者は、1件につき25,000円、別に規則で定める高齢者の行う改造にあつては、1件につき30,000円を加算する。</p>	供用開始から1年以内に改造工事を行った者		排水設備のみ	25,000円	水洗便所1基と排水設備	95,000円	水洗便所2基と排水設備	115,000円	供用開始から2年以内に改造工事を行った者		水洗便所1基	30,000円	水洗便所2基	50,000円	供用開始から3年以内に改造工事を行った者		水洗便所1基	20,000円	水洗便所2基	40,000円	<p>【事業の目的】 既設の便所を水洗化するものに対し、必要な資金を貸付けることにより、水洗化の普及促進を図ることを目的とする</p> <p>【概要】 貸付基数 - 1世帯1基、アパート等は3基まで 貸付限度額 - 1基につき50万円以内まで 利息 - 無利子 償還方法 - 毎月1万円とし、回数は50ヶ月以内 対象外 - 営業用、法人・団体が所有する住宅</p> <p>名寄市：貸付金対応 風連町：一部補助金対応</p> <p>合併後も当分の間現行どおり存続し、細則、内規等の調整を図る。</p>
供用開始から1年以内に改造工事を行った者																						
排水設備のみ	25,000円																					
水洗便所1基と排水設備	95,000円																					
水洗便所2基と排水設備	115,000円																					
供用開始から2年以内に改造工事を行った者																						
水洗便所1基	30,000円																					
水洗便所2基	50,000円																					
供用開始から3年以内に改造工事を行った者																						
水洗便所1基	20,000円																					
水洗便所2基	40,000円																					

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
6	<p>融資の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くみ取りから水洗便所に改造するため及び、排水設備を設置するために要する資金の貸付限度額は標準設計工事費の80%以内限度額は1基につき50万円まで、排水設備のみについては、1件につき10万円とし、2基めの便器の改造を行う場合は1件5万円を加算する。 <p>浄化槽廃止のための貸し付け限度額は10万円とする。</p> <p>対象者・・・以下のものは該当しない</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、地方公共団体が所有し管理する家屋 法人、及び団体が所有する家屋、また個人が営利の目的に使用する住宅。(住宅の用に供する住宅は原則として除く) 条例2条2項のし尿浄化槽廃止で風連町持家住宅促進条例の適用を受けた家屋 町税、下水道事業受益者負担金及を滞納している者の所有する家屋 	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-10.使用料・手数料等の取り扱い C-11.分担金・負担金等の取り扱い C-12.補助金・交付金等の取り扱い	関係項目	個別排水処理（合併浄化槽）使用料等
分科会・専門部 会の調整方針	【建設専門部会・下水道分科会】 補助金、分担金、分担金の減免、使用料については合併後も存続し、調整を図り統合していく。		

現 況		具体的な調整方法											
風 連 町	名 寄 市												
12	<p>【事業の目的】 風連町は、住民の生活雑排水等の処理の促進と生活環境の向上に資するため個別排水処理施設を設置する。</p> <p>【個別排水処理施設の設置】 町長は、風連町個別排水処理施設設置条例に規定する排水設備設置者の申請により、予算の範囲内で個別排水処理施設の設置を行う。</p> <p>町が設置する個別排水処理施設の管理、使用、分担金及び水洗便所への改造、排水設備の設置に要する資金の貸付け並びに補助金の交付についての必要な事項を定めて交付する。</p> <p>【補助金額】 (単位：円) 住宅改造補助金：流入排水施設の設置と水洗便所への改造を自己資金で行った者。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>補 助 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流入排水施設と水洗便器 1 基</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>流入排水施設と水洗便器 2 基</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>流入排水施設のみ</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>し尿浄化槽廃止</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		補 助 額	流入排水施設と水洗便器 1 基	40,000円	流入排水施設と水洗便器 2 基	60,000円	流入排水施設のみ	15,000円	し尿浄化槽廃止	15,000円	<p>【事業の目的】 公共下水道計画区域外について、快適で衛生的な環境で生活ができるように、雑排水及び水洗トイレ等の排水を合併処理浄化槽方式により処理する事業</p> <p>【概要】 計画戸数 : 230戸 計画年数 : 平成8年～平成29年 現在設置戸数：177戸（平成15年度末）</p> <p>名寄市個別排水処理施設設置条例に規定する区域の受益者の申請により、予算の範囲内で個別排水処理施設の設置を行う。</p> <p>市が設置に要する工事費の一部を浄化槽の規模ごとに負担（分担金）してもらう。</p> <p>また、水洗便所の改造に伴う排水設備工事に対する無利子の貸付制度がある（下水道事業と同様）。</p> <p>浄化槽管理については、市で行ない、使用料金を徴収する。</p> <p>【事務手順】 合併処理浄化槽設置実施申込書 土地使用承諾書</p>	<p>【補助金】 名寄市（貸付制度）に制度が無い場合、合併後に調整する。</p>
	補 助 額												
流入排水施設と水洗便器 1 基	40,000円												
流入排水施設と水洗便器 2 基	60,000円												
流入排水施設のみ	15,000円												
し尿浄化槽廃止	15,000円												

現 況		具体的な調整方法											
風 連 町	名 寄 市												
12	<p>放流排水補助金：放流排水施設の設置を自己資金で行った者。</p> <p>放流排水施設費の補助額は、工事費の50%以内の額とし、限度額は、100千円を限度とする。</p> <p>【貸付限度額】 1基につき50万円、排水施設の場合1件につき10万円 2基目の便器の改造を行う場合は15万円を加算する。 既存の浄化槽の廃止のための貸付は10万円まで、</p> <p>【使用料】：(消費税含まない) 下水道使用料8立方メートルまで992円/月(1,041.6円) 超過1立方メートルにつき 144円/m3(151.2円)</p> <p>【使用料等の減免】 町長が公益上その他特別の事情があると認めるとき。 使用料等を減免する場合の減免率は、その都度町長が定める。</p> <p>【漏水事故の減免】 上水道事業である異常水量認定基準に関する取扱要項(日本水道協会規準資料)の内規を準用し、水道使用料と同様に減免している。</p> <p>【受益者分担金の額】 受益者が負担する分担金の額は、個別排水処理施設の事業費に10%を乗じて得た額とする。</p> <p>【平成15年度人槽別分担金】 参考例 5人槽(基礎なし) 136,450円</p>	<p>【貸付限度額】 公共下水道と同じ、水洗トイレ改造1戸につき50万円まで無利子で貸付</p> <p>【使用料】 10人槽まで 下水道使用料20m3と同一(3,990円/月) 11人槽以上 下水道の料金体系と同一(メーター器による使用水量により算出)。</p> <p>【分担金】 市が設置に要する工事費の一部を浄化槽の規模ごとに定額で負担(分担金)してもらう。</p> <table border="0"> <tr> <td>5人槽まで</td> <td>83,500円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>116,100円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>162,300円</td> </tr> <tr> <td>11～15人槽</td> <td>212,900円</td> </tr> <tr> <td>16～20人槽</td> <td>304,500円</td> </tr> </table>	5人槽まで	83,500円	6～7人槽	116,100円	8～10人槽	162,300円	11～15人槽	212,900円	16～20人槽	304,500円	<p>【使用料】 名寄市：10人槽まで一律料金 風連町：メーター器による料金 合併後に、調整を図り統合していく。</p> <p>【分担金】 名寄市：放流施設費も含め人槽別により定額 風連町：浄化槽工事費の10% 自己資金で行ったものには放流施設費の50%補助 合併後に調整し統合する。</p>
5人槽まで	83,500円												
6～7人槽	116,100円												
8～10人槽	162,300円												
11～15人槽	212,900円												
16～20人槽	304,500円												

		現 況		具体的な調整方法	
風 連 町		名 寄 市			
12	5人槽(基礎あり)	145,520円	21~25人槽	387,300円	【分担金の減免】 合併後に調整し統合する。
	7人槽(基礎なし)	161,680円	26~30人槽	468,200円	
	7人槽(基礎あり)	170,390円	31~40人槽	601,100円	
	10人槽(基礎なし)	212,790円	41~50人槽	769,700円	
	【分担金の減免】 生活保護法により保護を受けている受益者又はこれに準ずる特別の事情のあると認められる受益者。 その他町長が特に必要があると認められるとき。		【分担金の減免】 生活保護法又はこれに準ずる事情のある受益者。 その他特に減免が必要と認められる受益者。		
【休止料金】 1年以内1ヶ月につき1,000円 1年以上1回につき30,000円(但し、再開時まで負担は要しない。)					

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-10.使用料・手数料等の取り扱い	関係項目	水道料金
分科会・専門部会の調整方針	【建設専門部会・上水道分科会】 合併後に調整を図り統合する。		

現 況		具体的な調整方法																																																												
風 連 町	名 寄 市																																																													
<p>3 【基本料金等】 第22条 基本料金は、メーターの口径の大きさに応じ、別表に掲げる基本料金、超過料金及び休止料金を基礎として計算した額に、消費税相当額を乗じて得た額とする。ただし、料金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>2. 水道の使用の中止又は廃止の届がないときは、使用水量のない場合においても基本料金を徴収する。</p> <p>水道料金(1箇月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金(1ヵ月)</th> <th>超過料金</th> <th>休止料金</th> </tr> <tr> <th>区別 水量</th> <th>料金(1m3につき)</th> <th>(閉栓中1ヵ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メ-ター口径13ミ 8m3まで</td> <td>1740円</td> <td>185円</td> <td>740円</td> </tr> <tr> <td>メ-ター口径20ミ 10m3まで</td> <td>3950円</td> <td>185円</td> <td>2080円</td> </tr> <tr> <td>メ-ター口径25ミ 15m3まで</td> <td>6090円</td> <td>185円</td> <td>3280円</td> </tr> <tr> <td>メ-ター口径40ミ -</td> <td>8550円</td> <td>185円</td> <td>8550円</td> </tr> <tr> <td>メ-ター口径50ミ -</td> <td>12910円</td> <td>185円</td> <td>12910円</td> </tr> <tr> <td>臨時用10m3まで</td> <td>2600円</td> <td>260円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	基本料金(1ヵ月)	超過料金	休止料金	区別 水量	料金(1m3につき)	(閉栓中1ヵ月)	メ-ター口径13ミ 8m3まで	1740円	185円	740円	メ-ター口径20ミ 10m3まで	3950円	185円	2080円	メ-ター口径25ミ 15m3まで	6090円	185円	3280円	メ-ター口径40ミ -	8550円	185円	8550円	メ-ター口径50ミ -	12910円	185円	12910円	臨時用10m3まで	2600円	260円	-	<p>【料金体系】 第23条 料金は、別表第1に定める料金(料金算出において、10円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額とする)とする。</p> <p>水道料金(1箇月につき)</p> <p>料金 基本料金(1ヵ月につき)</p> <p>専用計量制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途区分</th> <th>基本水量</th> <th>料金</th> <th>1立法メートル増毎に</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事用</td> <td>5立法メートル</td> <td>672円</td> <td></td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>15立法メートル</td> <td>2772円</td> <td></td> <td>262円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>15立法メートル</td> <td>2772円</td> <td></td> <td>262円</td> </tr> <tr> <td>浴場用</td> <td>100立法メートル</td> <td>4200円</td> <td></td> <td>52円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>10立法メートル</td> <td>5250円</td> <td></td> <td>525円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【その他】第26条 1月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。(1)使用水量が基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1</p> <p>(2)使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した金額</p> <p>2月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料金を適用する。</p>	用途区分	基本水量	料金	1立法メートル増毎に	超過料金	家事用	5立法メートル	672円		210円	団体用	15立法メートル	2772円		262円	営業用	15立法メートル	2772円		262円	浴場用	100立法メートル	4200円		52円	臨時用	10立法メートル	5250円		525円	<p>【料金体系の相違】</p> <p>名寄市：用途別</p> <p>風連町：口径別</p> <p>【料金改定の時期の相違】</p> <p>名寄市：H18</p> <p>風連町：専門委員会に提案中(5%)</p> <p>【料金システム】</p> <p>名寄市：電算システム(一部)</p> <p>風連町：水道独自</p> <p>当面はそれぞれ存続し、3~5年かけて料金体系の統一を検討し調整を図り、合併後に統合する。</p>
基本料金(1ヵ月)	超過料金	休止料金																																																												
区別 水量	料金(1m3につき)	(閉栓中1ヵ月)																																																												
メ-ター口径13ミ 8m3まで	1740円	185円	740円																																																											
メ-ター口径20ミ 10m3まで	3950円	185円	2080円																																																											
メ-ター口径25ミ 15m3まで	6090円	185円	3280円																																																											
メ-ター口径40ミ -	8550円	185円	8550円																																																											
メ-ター口径50ミ -	12910円	185円	12910円																																																											
臨時用10m3まで	2600円	260円	-																																																											
用途区分	基本水量	料金	1立法メートル増毎に	超過料金																																																										
家事用	5立法メートル	672円		210円																																																										
団体用	15立法メートル	2772円		262円																																																										
営業用	15立法メートル	2772円		262円																																																										
浴場用	100立法メートル	4200円		52円																																																										
臨時用	10立法メートル	5250円		525円																																																										

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	C-10.使用料・手数料等の取り扱い C-11.分担金・負担金等の取り扱い	関係項目	下水道使用料、負担金、分担金
分科会・専門部 会の調整方針	【建設専門部会・下水道分科会】 使用料 は合併後に統合する。 負担金・分担金 は合併時に統合する。 減免規程、手数料 は合併時に再編する。		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
2	<p>【使用料】消費税含む 下水道使用料 8 立方メートルまで 992 円/月(1,041.6 円) 臨時使用の場合 3,000 円/月(3,150 円) 超過料 1 立方メートルにつき 144 円/m³(151.2 円) 臨時使用の場合 300 円/月(315 円)</p> <p>【休止料金】 3ヶ月以内 1ヶ月につき 500 円/月(525 円) 3ヶ月以上 1回につき 2,000 円/回(2,100 円)</p> <p>【廃止料金】 1回につき 1,000 円/回(1,050 円)</p> <p>【使用料等の減免】 町長が公益上その他特別の事情があると認めるとき。 使用料等を減免する場合の減免率は、その都度町長が定める。</p> <p>【漏水事故の減免】 上水道事業である異常水量認定基準に関する取扱要項(日本水道協会規程資料)の内規を準用し、水道使用料と同様に減免している。</p> <p>【受益者分担金額】消費税なし 受益者が負担する分担金の額、当該受益者が公告の日現在において所有し、又は地上権等有する土地で、公告された区域内に属する土地の面積に対し 1 平方メートル当り 270 円を乗じて得た額とする</p>	<p>【使用料】消費税含む (一般汚水) 基本料金 5 立方メートルまで 693 円 超過料金 1 立方メートル増毎に 220 円 (浴場汚水) 基本料金 100 立方メートルまで 2,625 円 超過料金 1 立方メートル増毎に 26 円 (月の中途使用の場合の料金) 15日未満 月額の 1/2 15日以上 月額</p> <p>【使用料の徴収】 水道事業所に委託(16年度委託料 21,059 千円)</p> <p>【使用料の減免】 貧困により公の扶助を受けている者 その他特別の事情があると認められる者</p> <p>【受益者負担金・分担金】 それぞれの区域内建設費の 5 分の 1 単価は負担区により 108 円～ 420 円の範囲</p> <p>【負担金の減免】 下記の項目に該当するもので減免率をそれぞれ決めている。 国又は地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者</p>	<p>【使用料】 基本水量・料金の違い。 合併後、細則、内規等を調整し、概ね 5 年位かけて調整し統合する。</p> <p>【負担金・分担金】 事業区域の事業費が違うため、負担金(分担金)に相違。 負担区として調整し合併時に統合。</p>

現 況		具体的な調整方法									
風 連 町	名 寄 市										
2	<p>【分担金の減免】</p> <p>町長は、次の各号の一つに該当する受益者の分担金を徴収したい。</p> <p>(1) 国、又は地方公共団体が公用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国、又は地方公共団体が、その企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 国、又は地方公共団体が、公用の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>(4) 公の生活援助を受けている受益者その他これに準ずる事情があると認められる受益者</p> <p>(5) 事業のため、特に費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者</p> <p>(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>【検査手数料】</p> <p>排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完成したときは、工事の完成した日から5日以内にその旨を町長に届け出て、検査を受けた後、排水設備の設置検査手数料 1件につき1,000円/件(消費税込み1,050円)を徴収する</p>	<p>国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者その他、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>【手数料】消費税含む</p> <table border="0"> <tr> <td>指定店登録手数料(新規)</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>指定店登録手数料(継続)</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>責任技術者登録手数料</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>排水設備等の計画確認手数料</td> <td>500円</td> </tr> </table>	指定店登録手数料(新規)	5,000円	指定店登録手数料(継続)	3,000円	責任技術者登録手数料	1,000円	排水設備等の計画確認手数料	500円	<p>【減免規定】</p> <p>細則、内規等を調整し合併時に再編する。</p> <p>【手数料】</p> <p>項目及び金額の相違。</p> <p>細則、内規等を調整し合併時に再編する。</p>
指定店登録手数料(新規)	5,000円										
指定店登録手数料(継続)	3,000円										
責任技術者登録手数料	1,000円										
排水設備等の計画確認手数料	500円										

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	A-5.財産の取り扱い	関係項目	水道企業債の状況
分科会・専門部 会の調整方針	【建設専門部会・上水道分科会】 合併時に調整を図り統合する。		

現 況		具体的な調整方法
風 連 町	名 寄 市	
9	平成15年度未償還残高 未償還元金 水道事業会計・・・266,400千円 簡易水道事業会計・・・35,500千円 平成16年度起債借入予定 水道事業会計・・・13,600千円	平成15年度未償還残高 水道事業会計・・・5,388,257千円 簡易水道事業会計・・・248,290千円 平成16年度起債借入予定 水道事業会計・・・93,600千円 簡易水道事業会計・・・4,800千円

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	A-5.財産の取り扱い	関係項目	下水道企業債の状況
分科会・専門部 会の調整方針	【建設専門部会・下水道分科会】 合併時に統合する		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
8	<p>【公共下水道事業町債償還金】</p> <p>1,平成15年度償還高・・・161,939千円 元 金・・・120,867千円 利 子・・・41,072千円</p> <p>平成15年度未償還残高1,553,569千円</p> <p>2,平成16年度償還高・・・172,413千円 元 金・・・133,453千円 利 子・・・38,960千円</p> <p>平成16年度未償還残高 1,647,269千円</p> <p>【個別排水処理事業町債償還金】</p> <p>1,平成15年度償還高・・・7,880千円 元 金・・・4,872千円 利 子・・・3,008千円</p> <p>平成15年度未償還残高・・・152,578千円</p> <p>2,平成16年度償還高・・・9,899千円 元 金・・・6,826千円 利 子・・・3,073千円</p> <p>平成16年度未償還残高・・・165,178千円</p>	<p>【公共下水道事業町債償還金】</p> <p>1,平成15年度償還高・・・771,182千円 元 金・・・458,376千円 利 子・・・312,806千円</p> <p>平成15年度未償還残高・・・7,189,746千円</p> <p>2,平成16年度償還高・・・767,524千円 元 金・・・475,699千円 利 子・・・291,825千円</p> <p>平成16年度未償還残高・6,714,047千円</p> <p>【個別排水処理事業町債償還金】</p> <p>1,平成15年度償還高・・・7,223千円 元 金・・・2,299千円 利 子・・・4,924千円</p> <p>平成15年度未償還残高・・・285,980千円</p> <p>2,平成16年度償還高・・・9,448千円 元 金・・・4,213千円 利 子・・・5,235千円</p> <p>平成16年度未償還残高・281,767千円</p>	

風連町・名寄市合併協議会の調整内容

資料

協議事項	市民・町民の生活に直接関わる事項	関係項目	道路除排雪事業
分科会・専門部会の調整方針	【建設専門部会・道路維持除排雪分科会】 合併後、特例期間内に調整し再編する。		

現 況		具体的な調整方法	
風 連 町	名 寄 市		
4	<p>【除雪計画の概要】</p> <p>車道除雪 歩道除雪 排雪 雪捨場清掃事業 除雪未実施路線雪割 市街地区利雪・克雪対策協議会補助</p> <p>【事務手順】</p> <p>道路パトロール又行政区長などの要望により対処 出勤基準 降雪量10cm 降雪が続いた場合概ね10cm(当番の目視)</p> <p>除雪車台数 直営 6台 委託 台</p> <p>【委託料】 23,700千円</p> <p>【借上料】 16,608千円</p> <p>【内容】</p> <p>1. 町道除雪延長(路線数) 認定路線 154.17km(164路線) その他私道等 1.08km(7路線)</p>	<p>【除雪計画の概要】</p> <p>車道除雪 歩道除雪 排雪 市道及び私道除排雪助成事業 排雪ダンプ助成事業 雪捨場整地事業 除雪未実施路線雪割</p> <p>【事務手順】</p> <p>主に年次計画により実施 道路パトロール又地元自治会などの要望により対処 出勤基準 降雪量10cm以上の時(基準以下出勤拒まず) 降雪量が10cmに満たない日が連続した時</p> <p>除雪車台数 直営 台 委託 台</p> <p>【委託料】 204,855千円</p> <p>【借上料】 23,901千円</p> <p>【負担金】 8,900千円</p>	<p>名寄市：市道及び私道に対する除排雪の助成事業 風連町：国道、道道の一部に除排雪の補助 助成事業は特例期間内で見直し、補助事業は特例期間内に廃止する。</p>

		現 況		具体的な調整方法
		風 連 町	名 寄 市	
4	2. 車道除雪		【内容】	
	直 営 分	94.39 km (110路線)	車道除雪(委託)	
	直営借上分	0.69 km (5路線)	289,008 m	
	委 託 分	60.17 km (56路線)	歩道除雪(委託)	
	3. 歩道除雪		32,264 m	
	直 営 分	2,200 m (2路線)	排雪業務	
	直営借上分	170 m (1路線)	カット排雪(委託)	
	委 託 分	16,227 m (22路線)	88,571 m	
	雪捨場整地		積込運搬排雪(車両貸与)(委託)	
	雪割り		33,470 m	
			市道及び私道除排雪助成事業	
			排 雪 50%補助	
			私道除雪30%補助	
			排雪ダンプ助成事業	
			10t級ダンプ	
			補助1台2,000円	
			実施戸数 1,546戸 4,144台	
			雪捨場整地(委託)	
			面積	
			天塩川河川敷地 22,000m ²	
			大橋地区 17,943m ²	
			雪割り(直営)	
			35,200 m	
			借上げ	
			39,000 m	

専 門 部 会 決 裁 項 目

（建設管理分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
建設		2 排水機場の管理	特になし。（風連町該当なし）	合併後も現行どおり存続する。
"		3 公園施設の使用許可に関する事	特になし。	合併後において条例・規則等の整備と使用料の調整を行い、現行どおり継続する。
"		4 都市公園等の使用料徴収に関する事	特になし。	合併後において条例・規則等の整備と使用料の調整を行い、現行どおり継続する。
"		5 公園ボランティアに関する事	特になし。	合併後に調整を行い、現行どおり継続する。
"		6 公園施設の管理運営に関する事	維持管理方法（委託・直営）の調整	合併後に調整を行い、現行どおり継続する。
"		7 公園等維持管理に関する事	特になし。	合併後に調整を行い、現行どおり継続する。
"		8 公園・緑地等に関する業務委託関係事務に関する事	P Gの維持管理方法、名寄市－委託、風連町－直営の調整	合併後に調整を行い、現行どおり継続する。
"		9 流雪溝（融雪溝）に関する事	特になし。（風連町該当なし）	合併後も現行どおり存続する。
"		10 地積図、地積簿修正業務	特になし。（風連町該当なし）	合併後も現行どおり存続する。
"		11 法定外公共物管理業務	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		12 野外広告物簡易除却業務	特になし。	要綱等の調整を行い、現行どおり継続する。
"		13 緑化推進事業に関する事	特になし。（風連町該当なし）	合併後も現行どおり存続する。
"		14 都市公園台帳の整備に関する事	特になし。	合併後も現行どおり継続する。
"		15 都市公園等の占用等許可関係に関する事	手数料の見直しが課題	合併後において条例・規則等の調整を行い、現行どおり継続する。

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
建設		16	街路樹の維持管理に関すること	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		17	駅前広場に関すること	特になし。(風連町該当なし)	合併後も現行どおり存続する。
"		18	駅前駐輪場整備・管理事業に関すること	特になし。(風連町該当なし)	合併後も現行どおり存続する。
"		19	国庫補助金(街路)申請及び実績報告に関すること	特になし。(風連町該当なし)	合併後も現行どおり存続する。
"		20	地籍調査成果の閲覧に関すること	特になし。(風連町該当なし)	合併後も現行どおり存続する。
"		21	建設関係負担金・会費に関すること	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		22	樋門管理点検	特になし。	合併後も現行どおり存続する
"		23	道路・河川占用等許可関連事務	特になし。	合併後において料金と条例等の調整を行い、現行どおり継続する。
"		24	道路台帳整備業務	特になし。	委託業者の調整を行い、合併後も存続する。
"		25	道路認定業務	特になし。	合併後、取扱の整合性を図り、要綱等の調整を行い、現行どおり継続する。
"		26	河川管理に関すること	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		27	道路管理に関すること	道路保険の加入先の調整	合併後において加入先の調整を行い、現行どおり継続する。
"					
"					
"					

専 門 部 会 決 裁 項 目

（都市整備分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
建設		1 町・字名の変更に関する事	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		2 緑の基本計画の策定に関する事	公園を新しく設置する場合は必要となる。	合併後、調整し策定する。
"		3 都市公園等の整備に関する事	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		4 都市公園事業の調査及び計画に関する事	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		5 開発行為による帰属用地に関する事	特になし。（風連該当なし）	合併後も現行どおり存続する。
"		6 都市計画事業の企画・調整に関する事	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		7 都市計画決定・変更に関する事	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		8 都市計画道路の整備に関する事	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		9 都市計画審議会に関する事	委員数及び報酬額	合併後、委員数及び報酬についての調整を行い存続する。
"		10 都市計画法の施行に関する事 （第53条の許可地）	特になし。（風連該当なし）	（都市施設内における建築制限） 合併後も現行どおり存続する。
"		11 都市計画図の作成・管理に関する事 （修正、測量成果の使用承認）	特になし。（風連該当なし）	合併後も現行どおり存続する。
"		12 都市計画基礎調査事務に関する事	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		13 都市計画に関する証明に関する事	特になし。（風連該当なし）	（里程証明、用途地域証明等） 合併後も現行どおり存続する。
"		14 都市計画協会（全国・道）に関する事	特になし。（国、道への負担金）	合併後も現行どおり存続する。

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
建設		15	道市町村都市計画連絡協議会に関する こと	特になし。(風連町該当なし)	合併後も現行どおり存続する。
"		16	都市計画現況調査に関する こと	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		17	市町村都市計画マスタープラン策 定事務に関する こと	特になし。 名寄市：H8.策定済み 風連町：H10.策定済み	合併後も現行どおり存続し、新市において新たに策 定する。
"		19	景観に関する こと	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		21	町民広場整備に関する こと	暫定的に埋設している手形の扱いと町民広場整備 が懸案事項となる。(名寄市該当なし)	合併後に調整をおこない存続する。
"		22	駐車場法の施行に関する移譲事務 に関する こと	特になし。(風連町該当なし)	合併後も現行どおり存続する。
"		23	土地区画整理事業の計画、調査及 び実施に関する こと	特になし。(風連町該当なし)	合併後も現行どおり存続する。
"		24	河川改修事業(道・市・町)	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		25	公共事業用財産の取得に関する こと	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		26	工事施工に伴う支障物件の移転補 償に関する こと	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		27	国・道が行う道路、河川敷地の買 収に関する こと	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		28	交通安全対策施設の整備に関する こと	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		29	災害復旧事業(河川・道路・都市) に関する こと	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		30	道路新設・改良事業	風連町には電算システムが入っているが、名寄市は 入っていない。	合併後に調整を行い存続する。

専 門 部 会 決 裁 項 目

（建築分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
建設		1 建設リサイクル法関連	特になし。	合併後も存続する。
"		2 建築確認申請等関連	風連町はH22まで用途地域の指定ができない。 名寄市は既に指定されている。	用途地域については、合併後に改めて検討するとし、合併時には現在のまま存続する。
"		3 建築物許可関係事務（申請・進達）	特になし。	合併時には現在のまま存続する。
"		4 優良住宅・宅地造成認定申請手数料	特になし。（風連町該当なし）	合併時には現在のまま存続する。
"		5 違反建築の調査及び相談に関する こと	特になし。	合併時には現在のまま存続する。
"		6 建築物の指導及び相談に関する こと	特になし。	合併時には現在のまま存続する。
"		7 建築工事の調査、設計、工事に関 すること	特になし。	合併時には現在のまま存続する。
"		8 建築士法に関すること	特になし。（風連町該当なし）	合併時には現在のまま存続する。
"		9 土木積算システム運用	特になし。	合併時には風連町に統合する。
"		10 住宅金融公庫融資住宅審査委託業 務	特になし。	合併時には名寄市の業務で存続。
"		11 北海道福祉のまちづくり条例、ハ ートビル法の認定事務	特になし。	合併時には現在のまま存続する。
"		12 高齢者等住宅整備資金貸付制度、 介護保険住宅改修における技術審 査	特になし。（風連町該当なし）	合併時には現在のまま存続する。
"		13 高断熱住宅資金利子補給	特になし。（風連町該当なし）	合併時には現在のまま存続する。

専 門 部 会 決 裁 項 目

（公営住宅分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
建設		1 公営住宅建設及び計画に関すること	特になし。	合併時には現在のまま存続。
"		2 公営住宅に関するマスタープラン	名寄市は 19 年見直し。 風連町は 17 年策定予定。	合併後も存続し新市にて策定。
"		3 公営住宅管理戸数等	特になし。	合併時には現在のまま存続。
"		4 公営住宅管理事業	直営・委託についての検討が必要。	合併による機構等を踏まえ、調整を図り存続する。
"		5 公営住宅収納管理	特になし。	合併時には現在のまま存続。
"		6 公営住宅入居者管理	特になし。	合併時には現在のまま存続。
"		7 公営住宅ストック総合活用計画	名寄市は 19 年見直し。 風連町は 17 年策定予定。	合併後も存続し新市にて策定。
"				
"				
"				
"				
"				
"				
"				
"				

専 門 部 会 決 裁 項 目

（上水道分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
建設		1 簡易水道整備計画	特になし。	合併後も両施設を活用し、状況を見ながら存続する。
"		2 水道関係手数料	手数料の算出基準の相違。	合併後に名寄市の算出方法に統合する。
"		4 水道事業計画	特になし。	合併後も存続し、調整して再計画を策定する。
"		5 拡張、整備計画	拡張、整備計画年度の相違。	合併後も現行どおり存続し計画の調整を図る。
"		6 給水申込協議	特になし。	合併後に調整し統合する。
"		7 異動事務	届けに相違。名寄市：様式記入 風連町：電話等	合併時に条例・規則等を調整し、統合する。
"		8 配給水施設維持管理	受水者の給水管負担割合の相違。（名寄市：メーター以降・風連町：配水管分岐以降）	合併後負担割合の統一を図り再編する。
"		10 予算・決算	電算会計処理の相違。	合併後も現行どおり存続し、会計処理システムの統一を図る。
"		11 検針	電算システムの共同化。 委託料の相違。	合併後に統合する。
"		12 収納、滞納整理、給水停止	特になし。	合併後に統合する。
"		13 指定給水装置工事事業者の指導・監督	特になし。	合併時に統合する。
"		14 指定工事事業者認定	特になし。	合併時に統合する。
"		15 浄水施設維持管理	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		16 水源施設維持管理	風連町～地下水・名寄市～河川	合併後も現行どおり存続する。

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
建設		17	水質・施設管理体制	特になし。	合併後も現行どおり存続し調整を図る。
"		18	水道施設台帳	台帳管理の相違。名寄市：パソコンで作成 風連町：電算システム	合併後に統合する。
"		19	設計施工	特になし。	合併後も現行どおり存続する。
"		20	納付制、口座振替制	未納者対策（収納率向上の検討）	合併後に調製し統合する。
"		22	量水器	特になし。	合併時に統合する。
"		23	水道関係負担金・会費	特になし。	合併時に統合する。
"		24	飲料用水施設維持管理	維持管理の組織体系の相違。（名寄市 - 営農組合・ 風連町 - 風連町）	合併時には現在のまま存続。
"					
"					
"					
"					
"					
"					
"					
"					

専 門 部 会 決 裁 項 目

（下水道分科会）

部会	分類		項 目	課 題	調 整 方 針
建設		1	下水道整備事業	放流先、規模処理方式、認可時期の相違。	合併後に調整し再編する。
"		3	拡張、整備計画	特になし。	合併時に統合する。
"		4	下水道施設維持管理事業	管渠の維持管理、排水設備、処理場及びポンプ場の維持管理の相違。	合併後に調整し再編する。
"		5	下水道施設台帳	台帳管理に相違。名寄市：ペーパー 風連町：データベース	合併後も存続する。
"		7	予算・決算	特になし。	合併時に統合する。
"		9	排水設備工事指定業者	特になし。	細則等の調整を行い合併時には統合する。
"		10	収納、滞納整理、執行停止、欠損に関する事	特になし。	合併時に統合する。
"		11	個別排水処理（合併浄化槽）設置整備事業	浄化槽設置方式の相違。名寄市：ピット方式 補助金制度の相違。 風連町：スラブ方式	合併時に再編する。
"		13	下水道関係負担金・会費	特になし。	合併時に統合する。
"					
"					
"					
"					
"					

専 門 部 会 決 裁 項 目

（道路維持・除排雪分科会）

部会	分類	項 目	課 題	調 整 方 針
建設		1 町・市道の草刈り	風連町：直営と愛護組合が実施 名寄市：全面業者委託	合併後、調整し存続する。
〃		2 町・市道側溝・排水路清掃業務	特になし。	合併後も存続する。
〃		3 道路維持管理事業	特になし。	合併後も存続する。
〃		5 河川、橋梁維持補修業務	特になし。	合併後も存続する。
〃		6 スリップ事故対策業務	特になし。	合併後も存続する。
〃		7 土木車輛維持管理業務	管理者の権能の一部委嘱も視野に入れた機構	合併後も存続する。
〃		8 水防資材調達管理業務	資材調達担当部署の相違。	合併後も存続する。
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				
〃				